

延岡市

水産業関連支援

ハンドブック (令和8年度版)

農林水産部 水産課

目 次

- 水産業販路拡大等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 水産業人材投資事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 水産業新展開・誘致促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 水産業新技術・設備導入支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・5

●宮崎県が実施している水産業の各種支援策はこちらから
宮崎県農林水産業ナビ ひなた MAFiN（マフィン）
（Miyazaki Agriculture Forestry Fisheries Navigation）

<https://hinatamafin.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/suisanseisakuka/2675.html>



水産業販路拡大等支援事業

【予算額】

1,600,000 円

【概要】

本市の水産業の活性化を図るため、水産関連事業者による販路拡大や複合漁業の活動に対する経費の一部を補助。

【補助対象者】

主たる事務所又は事業所の所在地が本市にある次に掲げる者であって、市内で生産し、採取し、若しくは加工された水産物を販売するもの

- ア 漁業者
- イ 漁業者によって構成される2名以上のグループ
- ウ 製造業者

【補助対象事業等】

補助対象事業	補助率・1社あたりの補助上限額	利用回数
販路拡大事業	補助率：2分の1以内・上限額：15万円 (3分の2以内・上限額：15万円) ^(注1)	複数回利用可 ^(注2)
高付加価値化事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円 (3分の2以内・上限額：15万円) ^(注1)	1回
プロモーション事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	2回 ^(注3)
設備導入事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	2回 ^(注3)
技能・知識向上事業	補助率：2分の1以内・上限額 5万円	1回
知的財産保護事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	複数回利用可
アドバイザー等導入事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	1回

^{1注*} 漁業者がグループで複合漁業を推進する場合に限りです。

^{2注*} 上限額までは複数回利用が可能です。ただし、その都度申請書等を提出してください。

^{3注*} 別事業に限りです。

【補助対象経費】

補助対象事業	対象経費
販路拡大事業	市外における商談会、展示会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担金、会場使用、ブース装飾及び備品等資材借入に係る費用。
	・目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用。
	・市内から最も遠方の目的地までの自動車の燃料費。市内から最も合理的な経路により移動した場合の有料道路通行料として、補助事業者が支払った費用。なお、燃料費及び有料道路通行料の算定方法については別途定める。
	・宿泊費用として、補助事業者が支払った費用。
高付加価値化事業	新商品開発に使用し、又は消費される原料、材料等の購入に係る費用。
	新商品開発に直接使用する備品等の購入に係る費用。
	新商品開発に直接使用する機材等の購入に係る費用。
プロモーション事業	自社や自社製品のPRに資するチラシ、パンフレット等の制作に係る費用。
	自社や自社製品のPRに資する動画、ホームページ等の制作に係る費用。
設備導入事業	生産又は販売の拡大に資する器具、装置等の導入に係る費用。
技能・知識向上事業	・（旅費）講師の招聘や市外での研修、視察等にかかる、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として補助事業者が支払った費用。
	・（宿泊費）講師の招聘や研修、視察等にかかる宿泊費として補助事業者が支払った費用。
	市外における研修、セミナー、視察等にかかる受講料や入場料の費用。
	セミナーや研修会を開催するのに必要となる講師謝金。
	セミナーや研修会を開催するのに必要となる会場使用料。
知的財産保護事業	商品、技術等に関する法的独占権獲得による保護を行う事業。
アドバイザー等導入事業	経営、商品保護等に関する専門家からの助言や相談、指導等を導入する事業。

【その他】

事業に着手する前日までに、「補助金等交付申請書（規則様式第1号）」、「事業計画書兼収支予算書（様式第1号）」、「経費の積算根拠となる書類の写し（見積書など）」、「完納証明書」をご提出ください。また、完納証明書の住所が市外の事業者にあたっては前述の書類に加え、「主たる事務所又は事業者の所在地が本市にあることを証する書類」をご提出ください。



【お問い合わせ】 担当：長友・田中
 TEL：0982-22-7020
 MAIL：suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp

水産業人材投資事業

【予算額】

3,000,000 円

【概要】

本市の水産業を持続的に発展させるため、国の次世代育成人材投資事業の対象とならない「親元就業者」や「新規自立独立就業者」に対し補助を行い、就業準備段階における負担軽減並びに新規就業段階における経営安定対策を図る。

【補助対象者】

《後継者準備型事業》

高等水産研修所（以下、「高水研」という。）の入所生で3親等以内の親族が経営する機関に就業することを理由に、国の次世代人材投資事業の交付対象外となっている者。

《漁業経営開始型事業》

海面漁業又は海面養殖業の新規就業者のうち、自営独立就業又は親元就業する者。

就業開始から1年未満で、就業時の年齢が50歳以下の市内在住の者。

漁協の組合員資格を有し、漁協からの推薦がある者。

生活費の確保を目的とした国等の他の事業による資金交付を受けていない者。

【補助額】

後継者準備型事業	最大 1,375,000 円 (125,000 円×11 ヶ月 高水研入所期間)
漁業経営開始型事業	最大 1,000,000 円 (1年間)

【その他】

両事業とも研修中や就業後に報告書等の提出が必要となります。

補助受給後に漁業に就業しなかったり、途中で辞めたりした場合は、補助金の一部または全部が返還となります。

【備考】

- ・両事業とも対象となる者がいる場合は、市担当まで情報提供をお願いします。
- ・後継者準備型は高水研と情報共有しますが、漁業経営開始型は市では把握しきれないところもありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・漁協の皆様には新規就業者の就業状況について、水揚報告等を通して確認していただくとともに、漁業に定着できるよう指導や助言などを含めたご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ】 担当：田中・大西
TEL：0982-22-7020
MAIL：suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp

水産業新展開・誘致促進事業

【予算額】

5,000,000円

【概要】

水産関連分野における、意欲のある事業者が取り組む様々な事業展開（高付加価値化、事業承継、新事業展開）に対する支援を強化していくことにより、本市経済の更なる活性化を図る。

【補助対象者】

- ① 市内に本店又は支店を有し、市内で生産若しくは採取された水産物を加工し、販売する者。
- ② 市外から新たに市内へ立地する者で、申請時に市内の土地、建物を取得又は賃貸借契約を締結しており、市内で生産又は採取された水産物を加工し、販売する者。

【補助率等】

- ・補助率：1/2以内
- ・補助上限額：500万円

【募集期間】

令和8年5月～6月（予定） ※詳細な募集期間については決定次第、市のホームページに公表します

【補助対象事業】

1名以上の雇用を創出（正規・非正規・外国人労働者可）する総事業費600万円以上の新たな取組のうち、次のいずれかに該当する事業。

■高付加価値化事業

素材以上の価値を付与し、より高価格帯での商品提供を行う取組

■事業承継・新規立地事業

事業者の廃業による事業の承継、事業譲渡による事業の引継ぎ又は市内への新たな立地に資する取組

■新事業展開事業

市場又は提供する価値、サービスを従来のものから変更し、新たな事業へ進出する取組

※詳細については公募要領をご参照ください。

※公募要領等については、詳細が決定次第、市のホームページに掲載します。



【補助対象経費】

建設費	建物の建築、付帯工事に係る費用
改修費	建物の改修、付帯工事に係る費用（改修を行う既存施設の購入費用を含む）
設備費	機械装置・工具器具等の購入、据付費用に係る費用
賃借料	賃貸借契約等に基づき支払われる賃料相当額（住居として利用している部分を除く）
その他	市長が特に必要と認める費用

【お問い合わせ】 担当：大西・田中
TEL：0982-22-7020
MAIL：suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp

水産業新技術・設備導入支援事業

【予算額】

1,000,000円

【概要】

AI等の技術を活用した「スマート水産業」やHACCPの考えに基づく設備更新等、新技術を活用した設備を積極的に導入する事業者に対して支援を行い、漁場者・加工業者の生産技術の向上を促進することにより、本市水産物の品質向上・高付加価値化、併せて漁場者の作業効率化・省力化を図る。

【補助対象者】

主たる事務所又は事業所の所在地が本市にある漁業者又は製造業者であって、市内で生産し、採取し、若しくは加工された水産物を販売するもの

【補助率等】

- ・補助率：1/2以内
- ・補助上限額：100万円

【補助対象事業】

市内の事業所等で行われる以下に掲げるいずれかに該当する取り組み

- (1) AIやICTなどを活用した水産業のスマート化にかかる設備、備品等の導入
例：AI給餌器、スマートブイ、水中ドローン 等
- (2) HACCPの考えを取り入れた設備、備品等の導入
- (3) ASC/MSC認証などの取得を目指した設備、備品等の導入
例：オートシャッター、給排水設備、空調 等
- (4) 高鮮度化・省エネルギーを図るための設備、備品等の導入
例：急速冷凍機（リキッドフリーザー、3Dフリーザー）、フィッシュポンプ 等
- (5) 漁労環境の効率化若しくは省力化又は安全性の向上を図るための設備、備品等の導入
例：アシストスーツ 等

※交付要綱等については、延岡市ホームページに掲載しています。

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する以下の経費

- ①設備導入費、②設備改修費、③備品購入費、④その他市長が特に必要と認める費用

【その他】

事業に着手する前日までに、「補助金等交付申請書（規則様式第1号）」、「事業計画書兼収支予算書（様式第1号）」、「経費の積算根拠となる書類の写し（見積書など）」、「完納証明書」をご提出ください。また、完納証明書の住所が市外の事業者にあたっては前述の書類に加え、「主たる事務所又は事業者の所在地が本市にあることを証する書類」をご提出ください。



【お問い合わせ】 担当：大西・田中
TEL：0982-22-7020
MAIL：suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp